

独立行政法人国際交流基金の平成20年度の業務実績に関する総合評価

I 業務実績全体の評価

1. 全般的評価

平成20年度は、平成19年度から開始された第二期の中期目標期間（平成23年度までの5年間）の第二年度目であり、新たな中期計画等に対応した業務の効率化、事業の進捗状況等について評価を実施した。

平成20年度の独立行政法人国際交流基金（以下、「基金」）の業務実績全体を総括すれば、主要な中期的数値目標の達成に向けた効率化・経費節減、中期計画に沿った事業分野ごとの事業実施、平成19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画への対応等、総じて順調な取り組みが行われたと評価できる。

平成20年度の業務実績の評価において、特に重要な骨子を以下の(1)及び(2)に挙げる。項目別評価の具体的評価結果は、後述「II 項目別評価の総括」及び別紙の項目別評価シートの通りである。

(1) 外交上の必要性に応じた事業の実施

- (イ) 予算の制約の中で、各事業分野において、外交上必要性の高い事業への重点化を図っている。主要国について、外務省との協議により作成した国別事業方針に基づいて事業計画を策定、事業を実施している他、周年文化事業を優先的に実施している。
- (ロ) 特に第二期中期目標で新たな課題が課せられた海外日本語教育事業については、平成19年度に開始された日本語教育スタンダード開発や海外日本語教育拠点のネットワーク構築等が順調に進捗している。また、日本語能力試験事業では、事業実施体制を整備するとともに、受験者数拡大、経費効率向上の面でも引き続き評価すべき実績をあげた。

(2) 業務運営の効率化等

- (イ) 一般管理費の削減については、中期目標期間最終年度（平成23年度）までに対平成18年度比で15%削減するとの数値目標に対して、本部事務所の移転による借料の大幅削減等を行い、20年度は18年度比13.3%の減となった。また、運営費交付金を充当して行う業務経費は、毎事業年度1.2%以上の削減を行うとの目標に対し、20年度は前年比2.3%削減された。
- (ロ) 総人件費改革対象の人件費については、平成18年度からの5年間で平成17年度比5%の削減を行うとの目標に対し、達成のための平均ペース（3年目・3%）を上回る4.1%の削減（人事院勧告による給与改定分を除く。）を行った。

(ハ) 独立行政法人整理合理化計画で求められた措置のうち、20年度中に実施するとされた日本語研修事業の一部の廃止、京都支部図書館の廃止については適切に措置された。また、21年度中に実施するとされている芸術交流分野の国内向け助成の廃止についても適切に準備が進められている。内部監査については内規の見直し、管理体制・内部統制に重点を置いた監査及びそのフォローアップが実施されているが、引き続き取り組みが求められる。

2. 今後の業務において特に考慮すべき事項

今般の業務実績評価の結果、「基金」が今後取り組むべきと考えられる措置、及び本委員会として来年度以降の評価のために注視する点の主なものは、以下の通りである。

(1) 外交上の必要性への対応

- (イ) 在外公館の評価意見を参考に、外務本省及び在外公館との連絡及び連携を一層強化する必要がある。
- (ロ) 他団体との連携について、地域・分野の拡大、継続的な取り組みを期待する。
- (ハ) 日本語教育スタンダード開発と、ネットワーク構築については、引き続き進捗状況を注視していく必要がある。
- (ニ) 国際交流に関する国内外での情報提供及び事業の積極的広報に関して、さらなる検討が求められる。
- (ホ) 海外事務所の運営について、定量的な効率性等の評価に加え、活動内容の定性的な評価方法の検討が望まれる。

(2) 業務運営の効率化等

- (イ) 人件費については、ラスパイレス指数が国家公務員より高い理由及び基金が講じている措置の妥当性について明確に説明されているが、引き続き同指数に留意しつつ、中期的な目標達成に向かって着実に削減を進める必要がある。
- (ロ) 随意契約の適正化に関しては、契約金額に関わらず第三者による事後的検証を検討することも必要である。また、競争入札に関しては、関連公益法人との契約をはじめ、一者応札が多いという状況の改善が必要である。
- (ハ) 内部統制の強化に関して、助成事業については、事業実施前のチェック・審査体制の強化などの改善が行われているが、進捗管理も含めた実施中及び事後の統制（モニタリング）強化も必要である。また、20年度の監事監査報告に基づき、随意契約の適正化への取り組みも含め、適正な監査が行われたことを確認した。
- (ニ) 業績評価の方法については、成果指向の評価実施のための諸課題について、引き続き改善に向けた取り組みが必要である。
- (ホ) 人事評価制度については、評価者研修の継続的な実施に加えて、職員の勤労意欲維持についてのフォローや分析が必要である。

II 項目別評価の総括

1. 業務運営の効率化

- 業務運営の効率化については、上記I. 1. (2) 及び上記I. 2. (2)のとおり。今後も事業の質を低下させないとの大原則の下での経費削減及び外部資金の獲得努力等を継続する必要がある。

2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上

- 外交政策を踏まえた事業の実施の観点については、予算制約の中で外交上必要性の高い事業への重点化を進めている。海外事務所所在国については国別事業方針に基づいた事業計画を策定、事務所非所在国についても着実に事業を実施している。今後も、外務省との協議による事業方針・計画の策定、在外公館との連絡及び連携強化に努めながら事業の改善に取り組むことが望まれる。
- 従来どおり国内外の様々な機関との連携が行われており、国内高等教育機関との連携による中長期事業の確立なども評価できる。今後も、連携地域・分野の拡大と強化が望まれる。
- 文化芸術交流事業は、外交政策上の必要性に基づく事業の重点化が図られ、重要周年事業も適切に実施された。効率化も進めながらバランスよく事業を実施しており、事業参加者、メディアの評価も高く、質の高い事業を行ったと考えられる。
- 海外における日本語教育、学習への支援事業に関しては、中期計画が定める推進型事業への重点シフトに向け、日本語教育スタンダード開発では試行版を発表、日本語教育ネットワークも拡大している。重要国に対する事業の重点的实施も図られている。海外日本語教師研修、海外日本語学習者研修事業においても質の向上と効率化が着実に進められている。なお、日本語教育スタンダード開発と、ネットワーク構築については、継続的に進捗及び成果を注視する必要がある。他面、日本において就労予定の外国人介護士医療士などの実用日本語研修の要請の増大が今後予測されるが、この新規分野への対応の判断も課題である。
- 平成20年度の日本語能力試験事業は、基金の所管する海外受験者数が39.1万人（前年比4%増）、受験料収入の基金への還元額は235百万円（前年比7%増）となり、両者とも大幅に増加した前年を上回る実績を達成しており、海外日本語教育事業推進の象徴的事業となっていると評価できる。
- 海外日本研究及び知的交流の促進の事業は、予算制約のある中で、選択と集中による重点的事業の実施に取り組んでおり、これまで実施した事業の中長期的効果も認められる。今後さらに効率性を検討しながら事業の効果を高めることが望まれる。
- 国際交流に関する情報の収集・提供及び事業の広報については、ライブラリー機能や顕彰事業の見直し等に積極的に取り組んでいることは評価されるが、引き続き改善努力が必要である。情報収集・提供手段の検討と日本国内も含めたサービス対象者のさらなる拡大と見極めが求められる。
- 海外事務所の運営に関しては、概ね成果を挙げ、全体として前年を上回る実績となっている。今後、事務所ごとの数量的な効率性評価及び活動内容の定性的評価の両

面からの検討と、在外公館との連絡・連携の一層の強化が望まれる。

3. 予算、収支計画及び資金計画

- 自己収入の増加や本部事務所借料の節減等実績を挙げ、支出予算の執行状況、試算に利用・見直しの状況も含め、全体として順調であるが、今後も外部資金の導入や適正な受益者負担の導入等の努力継続が必要である。
- 当期損益は、保有する外貨建債券の評価における為替差損を要因として純損失を計上しており、会計上の為替差損評価による実際の業務への影響はないとする見解もあるが、基金における外貨建債券運用の意味合い、独立行政法人通則法・国際交流基金法等の法令による諸規定との関係、為替差損益に関する考え方等につき、今後、当委員会としても、総合的に検討する必要があるものとする。

4. 短期借入金の限度額

実績がないため評価対象外とした。

5. 重要な財産の譲渡、担保

実績がないため評価対象外とした。

6. 剰余金

実績がないため評価対象外とした。

7. その他

- 平成18年度に導入した新人事給与制度、人事評価制度については、長期的な課題として見直しやフォローが行なわれているが、職員の勤労意欲維持という観点について、今後更なるフォローや分析が必要である。

(了)